

日本国外からの被爆者健康手帳の交付申請について

被爆者援護法の改正により、2008年12月15日から、日本国外にお住まいの方について、次のとおり、渡日をしなくても被爆者健康手帳の交付申請ができるようになりました。

1 対象となる方について

原子爆弾が投下された際に当時の広島市内又は長崎市内にいたなど、被爆者の要件（詳しくは1～2ページに記載しています。）に該当する方で、被爆者健康手帳の交付を受けていない方が対象となります。

2 申請の受付について

お住まいの地域に設置されている日本国政府の大使館又は総領事館（台湾においては、財団法人交流協会とします。以下「大使館等」といいます。）において、申請を受け付けます。

申請にあたっては、本人確認の必要があるため、申請者ご本人が大使館等に出向いて手続を行うことを原則としますが、やむを得ない場合には代理人による申請もできます。（郵送では受け付けておりません。）

3 申請に必要な書類等について

申請を行うには、申請書や被爆の事実を確認することができる書類などが必要となります。申請に必要な書類等については、3ページに記載しています。

4 審査について

大使館等において、本人確認や、必要書類が揃っていることなどの確認を行います。受付された申請書類は、申請者の方の被爆した場所を管轄する広島県知事、長崎県知事、広島市長又は長崎市長に送付されます。書類を受け取った広島県、長崎県、広島市又は長崎市において、被爆者健康手帳の交付要件に該当しているかどうかの審査を行います。また、その審査の過程において、申請者ご本人への問合わせや、お住まいの国・地域等での面談を行います。

5 被爆者健康手帳の交付について

審査の結果、被爆者健康手帳の交付が決定された方には、大使館等を経由して被爆者健康手帳が交付されます。被爆者健康手帳の交付については、申請者ご本人が大使館等に出向いて交付を受けることを原則としますが、やむを得ない場合には代理人による受領もできます。（郵送での交付も可能です。）

また、審査の結果、被爆者健康手帳の交付ができない場合は、広島市、長崎市又は都道府県から申請者の方に通知します。

6 問合せ先について

ご不明な点がございましたら、お住まいの地域に設置されている大使館等、広島県、長崎県、広島市又は長崎市にお問い合わせください。